

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(健康診断)

第2条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める健康診断は、次に掲げる健康診断とする。

(1) 児童相談所等における児童の入所前の健康診断

(2) 入所者が通学する学校における健康診断

2 条例第14条第1項ただし書の規定により健康診断の全部又は一部を行うことを要しない場合は、前項各号に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が次の各号に掲げる健康診断の区分に応じ当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、同条第1項に規定する児童福祉施設の長は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる健康診断 入所時の健康診断

(2) 前項第2号に掲げる健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第3条 条例第15条の規則で定める給付金は、入所者に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)第12条の2の厚生労働大臣が定める給付金とする。

2 条例第15条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を前項の給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第2章 乳児院

(設備)

第4条 条例第26条第2項の規定により定める設備の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 条例第26条第1項第2号のアの寝室の床面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 条例第26条第1項第2号のイの観察室の床面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(3) 条例第26条第1項第3号の乳幼児の養育のための専用室の床面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、かつ、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(職員)

第5条 条例第27条第4項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる乳児院の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 10人以上の乳幼児を入所させる乳児院 次に定める基準

ア 看護師の数は、次に掲げる入所させる乳幼児の数につき、それぞれ次に定める員数とし、その合計数が7人未満であるときは、7人以上とすること。

(ア) 乳児及び2歳未満の幼児おおむね1.6人 1人以上

(イ) 2歳以上3歳未満の幼児おおむね2人 1人以上

(ウ) 3歳以上の幼児おおむね4人 1人以上

イ 看護師は、保育士又は児童指導員(条例第57条第1項第1号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができること。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院には2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院には1におおむね乳幼児が10人増すごとに1を加えて得た数以上の看護師を置かなければならないこと。

ウ 20人以下の乳幼児を入所させる乳児院には、保育士をイの規定により置くもののほか1人以上置かなければならないこと。

(2) 10人未満の乳幼児を入所させる乳児院 看護師の数は、7人以上とすること。ただし、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができること。

(長の資格要件等)

第6条 乳児院の長が受けるべき研修を行う者として条例第28条第1項の規則で定める者は、省令第22条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

2 条例第28条第1項第4号の規則で定める者は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は省令第22条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者とする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

3 条例第 28 条第2項の規則で定める者は、省令第 22 条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

(養育)

第7条 条例第 29 条第1項の規定による養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、条例第 14 条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置とする。

第3章 母子生活支援施設

(設備)

第8条 条例第 35 条第2項の規定により定める設備の基準は、母子室について次に掲げる基準とする。

- (1) 調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
(2) 床面積は、30 平方メートル以上とすること。

(職員)

第9条 条例第 36 条第3項の規定により定める職員の員数の基準は、次に定める基準とする。

- (1) 母子支援員については、10 世帯以上 20 世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、20 世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とすること。
(2) 少年を指導する職員については、20 世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とすること。
(3) 保育士については、入所する乳幼児が 30 人を超える場合にあっては、1に乳幼児がおおむね 30 人増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

(長の資格要件等)

第 10 条 母子生活支援施設の長が受けるべき研修を行う者として条例第 37 条第1項の規則で定める者は、省令第 27 条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

2 条例第 37 条第1項第4号の規則で定める者は、第6条第2項各号に掲げる期間の合計が3年以上である者又は省令第 27 条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者とする。

3 条例第 37 条第2項の規則で定める者は、省令第 27 条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

(母子支援員の資格要件)

第11条 条例第38条第4号の規則で定める者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 省令第28条第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は省令第28条第5号の規定により文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

一部改正〔平成28年規則19号〕

第4章 保育所

(設備)

第12条 条例第44条第2項の規定により定める設備の基準は、次に定める基準とする。

(1) 乳児室又はほふく室については、次に定める基準

ア 乳児室の床面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき、1.65平方メートル以上とすること。

イ ほふく室の床面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき、3.3平方メートル以上とすること。

ウ ほふくをしない乳児又は2歳未満の幼児に対しては乳児室を、ほふくをする乳児又は2歳未満の幼児に対してはほふく室を設けることとし、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、その床面積は、ほふくをしない乳児又は2歳未満の幼児1人につき1.65平方メートル以上、ほふくをする乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。

エ 保育に必要な用具を備えること。

(2) 保育室又は遊戯室については、次に定める基準

ア 床面積は、2歳以上の幼児1人につき、1.98平方メートル以上とすること。

イ 保育に必要な用具を備えること。

(3) 屋外遊技場の面積は、2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上とすること。

(4) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この号において「乳児室等」という。)を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、3階以上に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号のロに該当するものを除く。)であること。

イ 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に、同表の中欄に掲げる常用又は避難用の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	常用又は避難用の区分	設備
2階	常用	(ア) 屋内階段
		(イ) 屋外階段
	避難用	(ア) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に定める構造の屋内階段(同条第 1 項各号に定める構造の屋内階段においては、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすもの)
		(イ) 待避上有効なバルコニー
		(ウ) 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		(エ) 屋外階段
3階	常用	(ア) 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に定める構造の屋内階段
		(イ) 屋外階段
	避難用	(ア) 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に定める構造の屋内階段(同条第 1 項各号に定める構造の屋内階段においては、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすもの)
		(イ) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		(ウ) 屋外階段
4階以上	常用	(ア) 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項

		各号に定める構造の屋内階段
		(イ) 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に定める構造の屋外階段
	避難用	(ア) 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に定める構造の屋内階段(同条第 1 項各号に定める構造の屋内階段においては、屋内と階段室とはバルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に定める構造を有する場合を除き、同号に定める構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすもの)
		(イ) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		(ウ) 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に定める構造の屋外階段

ウ イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各部分から当該設備のいずれかに至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室が次の(ア)又は(イ)に掲げる要件のいずれかに該当するものである場合を除き、調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分には、防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類する設備で自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 乳児室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 可燃性のカーテン、敷物、建具等については、防災処理が施されていること。

一部改正〔平成 27 年規則 8 号・28 年 19 号〕

(調理業務を委託する場合の要件)

第13条 条例第45条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任は当該保育所にあることを踏まえ、その長が、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約においてその体制が確保されていること。
- (2) 献立等について、調理業務の受託者に対して当該保育所に置かれている栄養士が指導を行う体制にあること又は当該受託者が他の保育所等の栄養士から指導を受けることができる体制にあることにより栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者が、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮して、適切に遂行することができる能力を有する者であること。
- (4) 調理業務の受託者が、幼児の年齢及び発達の段階に応じた必要な栄養を含む食事を提供するとともに、その健康状態に応じた内容の食事を適切なときに必要な回数提供することができる者であること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画(乳幼児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。)に基づき食事を提供するよう努めること。

一部改正〔平成27年規則8号〕

(職員)

第14条 条例第46条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、保育士について、次に掲げる入所させる乳幼児の数の区分に応じ当該各号に定める数の合計数以上とすること。ただし、その数が2人未満であるときは、2人以上とする。

- (1) 乳児おおむね3人 1人
- (2) 1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人 1人
- (3) 3歳以上4歳未満の幼児おおむね20人 1人
- (4) 4歳以上の幼児おおむね30人 1人

一部改正〔平成27年規則8号〕

(保育の内容)

第15条 保育所における保育の内容は、省令第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に従わなければならない。

第16条及び第17条 削除

〔平成27年規則8号〕

第5章 児童厚生施設

(児童の遊びを指導する者の資格要件)

第 18 条 条例第 52 条第 2 項第 3 号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省令第 38 条第 2 項第 1 号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - (2) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は省令第 38 条第 2 項第 4 号の規定により文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (3) 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - (4) 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事)が適当と認めたもの
- ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- ウ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

一部改正〔平成 28 年規則 19 号〕

第 6 章 児童養護施設

(設備)

第 19 条 条例第 56 条第 2 項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 児童の居室 次に定める基準
- ア 1 室の定員は 4 人以下とし、その床面積は 1 人当たり 4.95 平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの 1 室の定員は 6 人以下とし、その床面積は 1 人当たり 3.3 平方メートル以上とすること。

イ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(2) 便所 男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでないこと。

(職員)

第 20 条 条例第 57 条第 3 項の規定により定める職員の員数の基準は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童指導員及び保育士 総数は、次のアからエまでに掲げる児童の数の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数の合計数以上とし、児童 45 人以下を入所させる児童養護施設にあっては、その数に 1 を加えた数以上とすること。

ア 2 歳未満の幼児おおむね 1.6 人 1 人

イ 2 歳以上 3 歳未満の幼児おおむね 2 人 1 人

ウ 3 歳以上の幼児おおむね 4 人 1 人

エ 少年おおむね 5.5 人 1 人

(2) 看護師 入所する乳児が 2 人を超える場合にあっては、1 におおむね乳児 1.6 人を超えて 1.6 人増すごとに 1 を加えて得た数以上とすること。

(長の資格要件等)

第 21 条 児童養護施設の長が受けるべき研修を行う者として条例第 58 条第 1 項の規則で定める者は、省令第 42 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

2 条例第 58 条第 1 項第 4 号の規則で定める者は、第 6 条第 2 項各号に掲げる期間の合計が 3 年以上である者又は省令第 42 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者とする。

3 条例第 58 条第 2 項の規則で定める者は、省令第 42 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

(児童指導員の資格要件)

第 22 条 条例第 59 条第 3 号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 省令第 43 条第 1 項第 1 号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(3) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者

(4) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- (5) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (6) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は省令第43条第8号の規定により文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (7) 学校教育法の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの
 - (8) 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの
- 2 知事が行う前項第1号の指定については、第22条第2項の規定を準用する。

一部改正〔平成28年規則19号〕

第7章 福祉型障害児入所施設

(設備)

第23条 条例第67条第6項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の階段 傾斜を緩やかにすること。

(2) 児童の居室 次に定める基準

ア 1室の定員は4人以下とし、その床面積は1人当たり4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その床面積は1人当たり3.3平方メートル以上とすること。

イ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(3) 便所 男子用と女子用とを別にすること。

(職員)

第24条 条例第68条第1項第6号の規則で定める者は、省令第49条第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第68条第8項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士 総数は、おおむね児童の数を4.3で除して得た数(児童30人以下を入所させる施設にあっては、その数に1を加えた数)以上とすること。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師 児童おおむね20人につき1人以上とすること。

(3) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士 総数は、次のア又はイに掲げる児童の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数の合計数以上とし、児童 35 人以下を入所させる当該福祉型障害児入所施設にあっては、その数に1を加えた数以上とすること。

ア 乳幼児おおむね4人 1人

イ 少年おおむね5人 1人

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士 総数は、おおむね児童の数を 3.5 で除して得た数以上とすること。

第8章 医療型障害児入所施設

(設備)

第25条 条例第77条第4項の規定により定める設備の基準は、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の階段の傾斜を緩やかにすることとする。

(職員)

第26条 条例第78条第5項の規則で定める診療科は、内科、精神科、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号のハ及びニの(2)の規定によりこれらの規定に規定する診療科名と神経とを組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科とする。

2 条例第78条第6項の規定により定める職員の員数の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を 6.7 で除して得た数以上とすること。

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、次のア又はイに掲げる児童の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数の合計数以上とすること。

ア 乳幼児おおむね10人 1人

イ 少年おおむね20人 1人

第9章 福祉型児童発達支援センター

(設備)

第27条 条例第81条第5項の規定により定める設備の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)の指導訓練室の1室の定員は、おおむね10人とし、その児童1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の児童1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

(職員)

第 28 条 条例第 82 条第 4 項第 3 号の規定により定める診療科は、第 26 条第 1 項に定める診療科とする。

2 条例第 82 条第 5 項の規定により定める職員の員数の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を 4 で除して得た数以上とすること。

(2) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を 4 で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士は、4 人以上とすること。

(3) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を 4 で除して得た数以上とすること。ただし、機能訓練担当職員は、1 人以上とすること。

第 10 章 医療型児童発達支援センター

(設備)

第 29 条 条例第 85 条第 2 項の規定により定める設備の基準は、階段の傾斜を緩やかにすること並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けることとする。

第 11 章 情緒障害児短期治療施設

(設備)

第 30 条 条例第 89 条第 2 項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童の居室 次に掲げる基準

ア 1 室の定員は、4 人以下とすること。

イ 児童 1 人当たりの床面積は、4.95 平方メートル以上とすること。

ウ 男子と女子の居室は、別にすること。

(2) 便所 男子用と女子用を別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでないこと。

(職員)

第 31 条 条例第 90 条第 4 項の規定により定める職員の員数の基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 心理療法担当職員の数は、入所する児童が 10 人を超える場合にあっては、1 に児童がおおむね 10 人増すごとに 1 を加えて得た数以上とすること。

(2) 児童指導員及び保育士の総数は、入所する児童が 5 人を超える場合にあっては、1 に児童がおおむね 4.5 人を超えて 4.5 人増すごとに 1 を加えて得た数以上とすること。

(長の資格要件等)

第 32 条 情緒障害児短期治療施設の長が受けるべき研修を行う者として条例第 91 条第 1 項の規則で定める者は、省令第 74 条第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

2 条例第 91 条第 1 項第 4 号の規則で定める者は、第 6 条第 2 項各号に掲げる期間の合計が 3 年以上である者又は省令第 74 条第 1 項第 4 号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者とする。

3 条例第 91 条第 2 項の規則で定める者は、省令第 74 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が指定する者とする。

第 12 章 児童自立支援施設

(設備)

第 33 条 条例第 94 条第 2 項において準用する条例第 56 条第 2 項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 児童の居室 次に定める基準

ア 1 室の定員は 4 人以下とし、その床面積は 1 人当たり 4.95 平方メートル以上とすること。

イ 男子と女子の居室は、別にすること。

(2) 便所 男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでないこと。

(職員)

第 34 条 条例第 95 条第 3 項の規定により定める職員の員数の基準は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数について、入所する児童が 5 人を超える場合にあっては、1 に児童がおおむね 4.5 人を超えて 4.5 人増すごとに 1 を加えて得た数以上とする。

(長の資格要件等)

第 35 条 条例第 96 条第 1 項の規則で定める研修は、省令第 81 条第 1 項に規定する研修又はこれに相当する研修とする。

2 条例第 96 条第 1 項第 3 号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 児童自立支援事業に 5 年(省令第 81 条第 1 項に規定する養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者)にあっては、3 年)以上従事した者

(2) 条例第 96 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると知事が認める者であって、次に掲げる期間の合計が 5 年(前号の講習の課程を修了した者)にあっては、3 年)以上であるもの

- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の4第1項の児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

一部改正〔平成27年規則8号〕

(児童自立支援専門員の資格要件)

第36条 条例第97条第3号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省令第82条第1項第3号の都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第2項第2号に規定する期間の合計が2年以上であるもの
- (3) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第2項第2号に規定する期間の合計が2年以上であるもの
- (4) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第2項第2号に規定する期間の合計が2年以上であるもの
- (5) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第2項第2号に規定する期間の合計が2年以上であるもの
- (6) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は省令第82条第7号の規定により文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第2項第2号に規定する期間の合計が5年以上であるもの

(7) 学校教育法の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

2 知事が行う前項第1号の指定については、第22条第2項の規定を準用する。

一部改正〔平成28年規則19号〕

(児童生活支援員の資格要件)

第37条 条例第98条第3号に規定する規則で定める者は、3年以上児童自立支援事業に従事した者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号。附則第11項において「改正法」という。)附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされた施設に対する第8条、第19条及び第33条の規定の適用については、当分の間、第8条第2号中「30平方メートル」とあるのは「1人につき2.47平方メートル」と、第19条第1号のA中「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの1室の定員は6人以下とし、その床面積は1人当たり3.3平方メートル」とあるのは「2.47平方メートル」と、第33条第1号のA中「4.95平方メートル」とあるのは「2.47平方メートル」とする。

一部改正〔平成27年規則8号〕

3 平成23年6月17日前から引き続き存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設(前項に規定する施設を除く。)に対する第4条、第8条、第19条及び第33条の規定の適用については、第4条第1号及び第3号中「乳幼児1人につき2.47平方メートル」とあるのは「幼児1人につき1.65平方メートル」と、第8条第1号中「こと」とあるのは「こと。ただし、共同の調理設備、浴室又は便所を設ける場合は、母子室にこれらを設けないことができる」と、同条第2号中「30平方メートル」とあるのは「1人につき3.3平方メートル」と、第19条第1号のA中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの1室の定員は6人以下とし、その床面積は1人当たり3.3平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」と、第33条第1号のA中「4人」とあるのは「15人」と、「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

一部改正〔平成27年規則8号〕

4 この規則の施行の日(附則第15項において「施行日」という。)において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第15号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令第1条による改正前の

児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。附則第12項において「旧基準」という。)第21条第4項の規定により看護師に代えて乳児院に勤務している者は、当該乳児院に引き続き勤務する場合に限り、看護師とみなすことができる。

一部改正〔平成27年規則8号〕

5 乳児4人以上を入所させる保育所については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。

一部改正〔平成27年規則8号・28年19号〕

6 改正法附則第5条第2項の規定により児童養護施設とみなされた施設に対する第20条第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「児童指導員及び保育士」とあるのは、「児童指導員、保育士及び看護師」とする。

一部改正〔平成27年規則8号〕

7 平成10年4月1日において旧基準第81条から第83条までの規定に該当する者については、それぞれ児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員となる資格を有する者とみなす。

一部改正〔平成27年規則8号〕

8 平成10年4月1日前に児童の教護事業に従事した者については、当該従事した期間を児童自立支援事業に従事した期間とみなして第35条第2項、第36条第1項又は第37条の規定を適用する。

一部改正〔平成27年規則8号・28年19号〕

9 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第29号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の児童福祉施設最低基準第81条から第83条までの規定により児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である者は、これらの者となる資格を有するものとみなす。

一部改正〔平成27年規則8号〕

10 施行日において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号)附則第5条の規定により乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に家庭支援専門相談員として勤務している者は、これらの施設に引き続き勤務する場合に限り、家庭支援専門相談員とみなすことができる。

一部改正〔平成27年規則8号〕

(保育所の職員配置に係る特例)

11 当分の間、第14条ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

追加〔平成 28 年規則 19 号〕

12 当分の間、第 14 条に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

追加〔平成 28 年規則 19 号〕

13 当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 14 条に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

追加〔平成 28 年規則 19 号〕

14 前 2 項の規定を適用する時は、保育士(児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成 10 年厚生労働省令第 51 号)附則第 2 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前 2 項の規定が適用がないとした場合の第 14 条により算定されるものをいう。)の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

追加〔平成 28 年規則 19 号〕

附 則(平成 27 年 3 月 26 日規則第 8 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 10 項の改正規定(「6 人」を「4 人」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 4 号のイの表の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。